

# 行政組織の新設改廃状況報告書

令和5年1月23日から

同年10月19日まで

令和5年10月

第212回国会（臨時会）提出

# 行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和5年1月23日から同年10月19日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

## I 内閣府設置法に基づくもの

### 1 内閣府本府

- (1) 内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、政策統括官1人（充て職）を設置した。

また、大臣官房の所掌事務のうち、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項について行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。）等を政策統括官の職務に移行した。

また、政策統括官の職務から、青少年の健全な育成に関する事項について行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務等を削除した。

また、子ども・子育て本部の統括官1人を廃止した。

（令和5年4月1日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第88号））

- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）の施行に伴い、政策統括官の職務に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（同法第8条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事務を追加した。

（令和5年6月23日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第216号））

### 2 金融庁

- (1) 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）の施行に伴い、総合政策局の所掌事務に、電子決済等取扱業等を行う者等の監督に関する事務を追加した。

また、企画市場局の所掌事務に、電子決済等取扱業等を行う者等の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関する事務を追加した。

（令和5年6月1日）

(安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第186号))

- (2) 金融庁の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合政策局の所掌事務に、金融商品取引業を行う者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第10号に掲げる行為に係るものに限る。)の検査に関する事務を追加した。

また、監督局の所掌事務のうち、金融商品取引業を行う者の監督に関する事務(金融商品取引法第2条第8項第10号に掲げる行為に係るものに限る。)を企画市場局に移行した。

また、企画市場局の所掌事務のうち、指定紛争解決機関の監督に関する事務を総合政策局に移行した。

(令和5年7月1日)

(金融庁組織令の一部を改正する政令(令和5年政令第224号))

### 3 こども家庭庁

こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の施行に伴い、こども家庭庁に長官官房、成育局、支援局及び国立児童自立支援施設を設置した。

また、長官官房に官房長を設置した。

(令和5年4月1日)

(こども家庭庁組織令(令和5年政令第125号))

## II 国家行政組織法に基づくもの

### 1 総務省

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、自治税務局の所掌事務の特例のうち、地方法人特別税、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務を、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関する事務に改めた。

（令和5年4月1日）

（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号））

### 2 法務省

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）の施行に伴い、民事局の所掌事務に、同法の規定による土地所有権の国庫への帰属の承認に関する事務を追加した。

（令和5年4月27日）

（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和4年政令第316号））

### 3 外務省

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和4年法律第86号）の施行に伴い、領事局の所掌事務のうち、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関する事務を、最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関する事務に改めた。

（令和5年2月17日）

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第33号））

### 4 財務省

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）の施行に伴い、主計局の所掌事務に、防衛力強化資金の管理に関する事務を追加した。

（令和5年8月2日）

（防衛力強化資金に関する政令（令和5年政令第254号））

### 5 文部科学省

- (1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和4年法律第94号）の施行に伴い、中央教育審議会の所掌事務に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の2第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

（令和5年2月20日）

（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令（令和5

年政令第12号) )

- (2) こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、総合教育政策局の所掌事務のうち、災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関する事務を削除した。

（令和5年4月1日）

（こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第126号））

- (3) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）の施行に伴い、研究開発局の所掌事務の特例として、当分の間、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の経理（特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）附則第7条の2に規定する費用に係るものに限る。）に関する事務を追加した。

（令和5年6月30日）

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和5年政令第222号））

## 6 厚生労働省

- (1) こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども家庭局を廃止した。

また、社会・援護局の所掌事務に、要保護女子（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項に規定する要保護女子をいう。）の保護更生に関する事務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関する事務を追加した。

また、年金局の所掌事務のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による拠出金（同法第69条第1項第1号に掲げる事業主に係るものに限る。）の徴収に関する事務を、同法の規定による拠出金の徴収に関する事務に改める等年金局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和5年4月1日）

（こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第126号））

- (2) 厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、健康局及び医薬・生活衛生局を廃止し、健康・生活衛生局及び同局感染症対策部並びに医薬局を設置した。

（令和5年9月1日）

（厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和

5年政令第263号) )

## 7 経済産業省

経済産業省の所掌事務の的確な遂行を図るため、資源エネルギー庁資源・燃料部の所掌事務に、資源・燃料部の所掌に係る資源を原材料として製造される水素及びアンモニアの輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関する事務（製造産業局の所掌に属するものを除く。）を追加した。

また、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和5年7月4日）

（経済産業省組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第226号））

## 8 国土交通省

- (1) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房の所掌事務に、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設機械施工管理の技術検定に関する事務を追加する等大臣官房の所掌事務について所要の規定整備を行った。

また、総合政策局の所掌事務から、建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関する事務等を削除した。

（令和5年4月1日）

（国土交通省組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第93号））

- (2) 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第65号）の施行に伴い、自動車局の所掌事務に、被害者保護増進等計画（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第77条の3第1項に規定する被害者保護増進等計画をいう。）の作成及び変更並びに自動車損害賠償保障法第77条の4の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する事務を追加する等自動車局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

また、自動車局の所掌事務の特例のうち、自動車損害賠償保障法附則第4項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第5項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する事務を削除した。

（令和5年4月1日）

（自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第100号））

- (3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律55号）の施行に伴い、都市局の所掌事務のうち、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による宅地の造成等の規制に関する事務を、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による宅地の造成等の規制に関する事務に改めた。

（令和5年5月26日）

（宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(令和4年政令第393号)

- (4) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土政策局の所掌事務のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項に規定する土地利用基本計画に関する事務を削除した。

また、不動産・建設経済局の所掌事務のうち、国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関する事務を、同法の規定による土地利用基本計画、土地取引の規制その他土地利用の調整に関する事務に改める等不動産・建設経済局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

また、政策統括官の職務から、国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策のうち土地利用に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関する事務等を削除した。

(令和5年7月1日)

(国土交通省組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第219号）)

- (5) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合政策局の所掌事務のうち、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務等を自動車局に移行し、同局の名称を物流・自動車局に改めた。

(令和5年10月1日)

(国土交通省組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第278号）)

## 9 環境省

環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、水・大気環境局の所掌事務のうち、環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務（自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。）を、環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務（モビリティ（自動車、船舶、航空機その他の人及び物の移動を可能とする機器をいう。）に係るもの（大臣官房の所掌に属するものを除く。）に限る。）に改めた。

(令和5年7月1日)

(環境省組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第227号）)

## 10 防衛省

- (1) 防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛装備庁調達管理部の所掌事務に、同庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関する事務を追加した。

(令和5年4月21日)

(防衛省組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第172号）)

- (2) 防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛装備庁装備政策部の所掌事務に、装備品等及び役務に関する契約の相手方におけるサイバーセキュリティの確保に関する事務を追加した。

(令和5年7月1日)

(防衛省組織令の一部を改正する政令(令和5年政令第228号))

- (3) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律(令和5年法律第26号)の施行に伴い、地方協力局の所掌事務に、同法第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する事務を追加した。

(令和5年8月13日)

(日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令(令和5年政令第255号))

- (4) 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)の施行に伴い、防衛装備庁装備政策部の所掌事務に、同法の施行に関する事務を追加した。

(令和5年10月1日)

(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令(令和5年政令第290号))

- (5) 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律(令和5年法律第27号)の施行に伴い、地方協力局の所掌事務に、同法第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する事務を追加した。

(令和5年10月15日)

(日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令(令和5年政令第256号))